学校において予防すべき感染症

2024 年度 4 月

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記の通りです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となり登校できません。出席停止期間は以下のとおりです。学校感染症や流行性疾患にかかった時は、担任、または保健室へ連絡をください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

| | | 病 名 | 出席停止期間 |
|-----|-----------------------------|---|---|
| 第一種 | 感染症予防法 の一類及び二 類感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱, 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで。 |
| 第 | は、飛沫感染す る感染症で児 童生徒の罹患 | | 発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで 発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで |
| = | が多く、学校に おいて流行を 広げる可能性 | 百日咳 麻しん (はしか) | 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで |
| 種 | の高いもの | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | | 風しん (三日ばしか) 水 痘 (水ぼうそう) | 発疹がすべて消失するまで すべての発疹の痂皮化 (かさぶた) するまで |
| | | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | | 結核 | 症状により感染のおそれがないと認めるまで |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により感染のおそれがないと認めるまで |
| 第 | | フス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで。 |
| 種 | のあるもの | (1 | その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があり、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。 |

※通常、出席停止措置不要の感染症はアタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)です。診断された場合は保健室へ報告してください。 中高保健室 Tel 0422-37-3817

(参考) インフルエンザ療養期間は下記の出席停止期間を参考にしてください。

インフルエンザ出席停止期間 早見表 (発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは療養してください)

| | のかより | | | | | | | | |
|-----------|--------|------|------|------|------|------|------|-----|--|
| | 発症日 | 発症後 | | | | | | | |
| | 0日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | |
| 発症後1日目に解熱 | 発熱(発熱) | 解熱 | 解熱後1 | 解熱後2 | 経過観察 | 経過観察 | 登校 | | |
| 最低基準 | | 出席停止 | | | | 可能 | | | |
| 発症後2日目に解熱 | 発熱(発熱) | 発熱 | 解熱 | 解熱後1 | 解熱後2 | 経過観察 | 登校 | | |
| 光炉後と口口に肝然 | 出席停止 | | | | | 可能 | | | |
| 発症後3日目に解熱 | 発熱(発熱) | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1 | 解熱後2 | 登校 | | |
| 光征後3日日に併然 | 出席停止 | | | | | 可能 | | | |
| 発症後4日目に解熱 | 発熱(発熱) | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1 | 解熱後2 | 登校 | |
| 元正図す口口に肝烈 | 出席停止 | | | | | 可能 | | | |